

立川市長 酒 井 大 史 様

立川市図書館協議会会長 野 口 武 悟

社会教育機関等（図書館・地域学習館など）に関する市長部局への移管についての意見書

令和6年7月19日に市長・副市長からご説明いただきました標記内容について、図書館協議会（以下、「協議会」という。）としての意見及び要望を以下のとおり提出いたします。

記

1 本件に対する協議会委員の発言について

令和6年7月19日の協議会閉会後に、本件に関して、今後の施策展開などを含めて市長・副市長からご説明いただきました。私ども協議会としては、図書館の新たな可能性に言及された市長と直接意見を交換できる貴重な機会と捉え、図書館行政をより発展的に進めていく観点から、協議会の各委員からも様々な意見が述べられたものと認識しております。一方、移管することによる図書館サービスへの影響や懸念される事項等についてはその場で検討できなかったため、今回、協議会の意見書として提出するものです。

2 市長部局へ移管した場合の図書館サービスへの影響や懸念事項について

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するため、新たな取組の展開が求められている中、図書館を市長部局へ移管して他部署と連携しながらスピーディーに事業を展開していくことはメリットもあると考えます。

その一方で、市立図書館と学校図書館との連携事業については、両者の関係が疎遠になることが懸念されます。公立社会教育施設の所管の在り方については、中央教育審議会生涯学習分科会（平成30年7月9日）において「今後とも教育委員会が所轄することを基本とすべき」と見解が示されています。すでに市長部局に移管したある自治体の学校関係者からは、市立図書館が教育委員会の所管ではなくなったことで、学校図書館と市立図書館との距離が遠くなったとの意見も聞いております。また、新たな取組を展開する場合、図書館のスペースや予算、人員配置など、現在の図書館サービスの質・量の維持への影響も懸念されます。

図書館は社会教育に係る機関であり、教育委員会のもとにあることで、図書館の安定的・継続的な運営が確保されるのであり、市長部局への移管には慎重な判断をお願いするとともに、仮に移管する場合には次に述べるような事項をご検討いただきたい。

3 市長部局へ移管する際に検討いただきたい事項について

現在の図書館サービスの質・量を低下させることなく継続・実施するとともに、図書館サービスのさらなる充実を図ることや、市立図書館と学校図書館の連携事業において停滞を生じることがないように、担保措置のご検討をお願いします。例えば、新たな取組に対し本協議会を積極的に活用していただくと共に偏向が生じぬよう評価機能を新たに持たせること、他の自治体のように部局横断型の「子ども読書活動推進会議」を設置することなどが考えられます。また、新たな取組を進める場合には、必要に応じて予算や人員などの確保をお願いします。

4 関係者等からの意見を踏まえた丁寧な対応について

本協議会委員が所属する図書館協力団体より、本件に係る意見書が9月に市長宛に提出されているほか、別の図書館関連団体からも意見書が提出されています。また、令和6年第3回立川市議会定例会においても、「社会教育機関等に関する事務の市長部局への移管」に関連した質疑が活発に行われています。本件に関して、関係者の意見も踏まえ、丁寧に議論を重ねたうえで慎重にご判断いただくことを要望します。

以上